

柏崎市子ども読書活動推進計画

ーかしわざき子ども読書プランー

平成27年3月

柏崎市教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
1	計画の趣旨・愛称、位置付け等	1
2	計画の目標	2
3	基本方針	2
第2章	子ども読書活動の現状と課題	
1	家庭・地域における現状と課題	3
2	幼稚園・保育園における現状と課題	4
3	学校における現状と課題	5
4	図書館（ソフィアセンター）における現状と課題	8
第3章	子ども読書活動推進のための施策	
1	施策	11
	(1)「絵本で子育て」キャンペーンの普及	11
	(2)「家庭読書(家読)」の普及・定着	11
	(3)児童図書館の整備と利用促進	12
	(4)読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用	12
	(5)読書関係職員研修の充実	12
	(6)読書手帳の作成、配布及び活用促進	13
	(7)学校図書管理システムの導入	13
	(8)学校図書室担当職員（学校司書等）の配置	13
	(9)学校図書室の施設及び資料整備の充実	13
	(10)インターネット利活用の指導	14
2	広報・啓発活動の推進	14
	(1)「子ども読書習慣」の普及啓発及び読書行事の実施	14
	(2)「絵本で子育て」キャンペーンの普及	14
	(3)「家庭読書(家読)」の普及・定着	15
第4章	施策の効果的な推進に必要な事項	
1	進行管理の整備	16
2	推進体制の整備	16
資料		
	・子どもの読書活動の推進に関する法律	17
	・学校図書館法	19
	・文字・活字文化振興法	21

第1章 子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画の趣旨・愛称、位置付け等

(1) 計画の趣旨・愛称

子どもの読書活動を社会全体で支援するため平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、新潟県は平成16年3月に「新潟県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

子どもの読書に関する柏崎市の状況は平成26年度[※]全国学力・学習状況調査の結果では、家や図書館で1日当たり1時間以上読書をする子どもの割合が小学校6年では全国18.0%、新潟県15.0%、柏崎市15.7%、中学校3年では全国15.6%、新潟県15.2%、柏崎市14.6%と、いずれも全国平均と比較すると下回っています。

※全国学力・学習状況調査：平成19年度 から日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象に行っている学力・学習状況を把握するための調査。

平成26年3月に本市が実施した「子どもの読書に関するアンケート調査」[※]では、週5日以上読書をする子どもは、小学生36.4%、中学生33.8%で約3割となっています。

また、「本を読むことが好き」、「どちらかというが好き」と答えた割合は、小学生87.3%、中学生87.5%と多い一方で、「学校図書室の本を読まない」、「あまり読まない」割合は、小学生26.0%、中学生73.7%、「市立図書館をほとんど利用しない」割合は、小学生58.6%、中学生82.0%でした。このように本が好きな児童生徒が多い割には、学校図書室や市立図書館の利用状況が良いとはいえない状況です。

※子どもの読書に関するアンケート調査：平成26年3月に、市内小学校2年生・5年生と中学校・中等教育学校2年生及び幼稚園・保育園年中児と小学校2年生・5年生の保護者を対象に行った調査。他に、小中学校、幼稚園・保育園及びコミュニティセンターにも子どもの読書活動調査を行った。

国や県の動向及び調査結果を踏まえ、本市の子どもたちが読書に親しむことにより、言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力や健やかな成長につなげるために「柏崎市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

そして、本計画を親しみのある分かりやすいものとするため、愛称を「かしわざき子ども読書プラン」とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画です。

「柏崎市第四次総合計画」を始め、「柏崎市生涯学習基本計画」及び「教育施策実施上の努力点」などとの整合を図ります。

(3) 計画の対象

本計画の対象はおおむね18歳までの子どもとしますが、取組の主体は保護者を始め、^{*}読書ボランティア及び読書に関わる全ての市民とします。

※読書ボランティア：学校、幼稚園・保育園、図書館又はコミュニティセンターなどで絵本の読み聞かせ、紙芝居、又は図書修理などを行うボランティア

(4) 計画の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

(5) 読書活動の内容

本計画における「読書活動」とは、「本を読む」のみならず、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想文などを書く」、「調べるために本、雑誌、学習漫画、新聞、インターネットを活用する」とします。

2 計画の目標

(1) 読書習慣の形成

子どもが自主的に読書をする習慣の形成を目指します。

(2) 読書環境の整備

家庭、地域、幼稚園・保育園・学校及び図書館を始めとした公共教育機関などそれぞれの場面において発達段階ごとの子どもを取り巻く読書環境の整備を目指します。

3 基本方針

(1) 自主的な読書活動の推進

子どもが言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力や健やかな成長につなげるためには、子ども自身が読書活動の楽しさや意義を知り、又は実感することにより自主的に読書活動に取り組めるようにすることが大切です。

日常生活の中で子どもが自ら読書に親しみ、習慣となるよう子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

(2) 読書機会の提供と諸条件の整備

0歳から18歳に至るまで発達段階に応じて、子どもが生活の中で自主的に読書活動を行うことができる環境を整えることが重要です。

家庭、地域、幼稚園・保育園、学校及び図書館等がそれぞれ独自に、又は相互に連携・協力して子どもの読書活動の推進が図られるような読書機会の提供とその取組に必要な諸条件の整備に努めます。

(3) 読書活動推進に関する啓発活動の促進

乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者等に伝え、子どもたちに読書の楽しさや意義を理解してもらうための啓発活動は、子どもの自主的な読書活動を推進するために重要です。

「絵本で子育てキャンペーン」や「家庭読書」を始め、子どもの読書活動につながる取組を進めるための啓発活動を関連機関や施設等が連携・協力しながら促進します。

第2章 子ども読書活動の現状と課題

1 家庭・地域における現状と課題

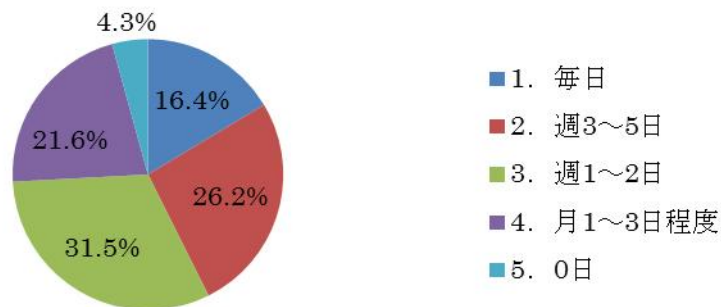
家庭での読み聞かせを通じた親と子のふれあいの中から読書が身近なものとなり、子どもの読書習慣づくりのきっかけとなります。

また、地域においては幼稚園・保育園に併設の子育て支援室で、ほぼ毎日絵本の読み聞かせや紙芝居が行われており、室内にある絵本等にも親子で楽しむ機会を多く持つことができます。児童書を設置している放課後児童クラブや地区コミュニティセンターもあります。

(1) 現状

●家庭での読み聞かせの実施率（幼児保護者）

読み聞かせを週3日以上行っている保護者は、42.6%と約4割となっています。



●読み聞かせ会への参加率（幼児保護者）

図書館等で行っている読み聞かせ会への保護者の参加は21.4%、不参加は77.0%と不参加が多くなっています。

●地区コミュニティセンターの子ども読書活動

- ・児童図書は、31館中16館の地区コミュニティセンターで設置しています。
- ・地区コミュニティセンターの絵本読み聞かせ活動は、31館中5館で実施しています。（子育てサークル主催4館、地区コミュニティセンター主催1館）
- ・貸出文庫は、地区コミュニティセンター12館が利用しています。

※貸出文庫：図書館が市内の学校、幼稚園、保育園及び福祉施設等に本を宅配し、設置・貸し出しを行う事業。
平成26年度は65団体が利用。

●子育て支援室及び子育て支援センター等の読み聞かせ

幼稚園・保育園併設の子育て支援室が17施設あります。子育て支援室では、教諭・保育士等がほぼ毎日読み聞かせを実施しています。

また、元気館子育て支援センターや乳幼児検診時においても絵本の読み聞かせを行っています。

●放課後児童クラブの貸出文庫利用

放課後児童クラブ 20 団体中、9 団体が貸出文庫を利用しています。

(2) 課題

●家庭向けの絵本紹介・啓発活動の充実

家庭での読み聞かせの充実を図るために、保護者向けに絵本の紹介や読み聞かせの意義・効果等に関する啓発活動を充実させる必要があります。

今後は、図書館、元気館子育て支援センター、乳児健診時等で「おすすめ絵本」等の絵本紹介・啓発パンフレット配布や読み聞かせ講座・イベント開催等の啓発機会の充実が望まれます。

●地区コミュニティセンターにおける読み聞かせ活動の充実

31 の地区コミュニティセンターでは学習活動や文化イベントが地域活動として活発に行われています。今後は、地域の学習講座や子育てサークル活動等において読み聞かせ活動の充実が望まれます。

●子育て支援室、コミュニティセンター、児童クラブでの児童図書整備

親子や小学生が気軽に利用できる絵本や児童書を整備することは読書活動推進に重要ですが、児童図書の整備は限られた予算の中で十分な量を整備することは容易でないと思われま

す。今後は、貸出文庫の活用や絵本等の児童図書整備を進めていく必要があります。

●読書ボランティアの発掘・養成

小学校では読書ボランティアによる児童向けの読み聞かせが行われています。

今後は、子育て支援室や児童クラブ、地区コミュニティセンター等においても読み聞かせを行う読書ボランティアを発掘・養成し、地域における子ども読書活動を推進する人材を確保する必要があります。

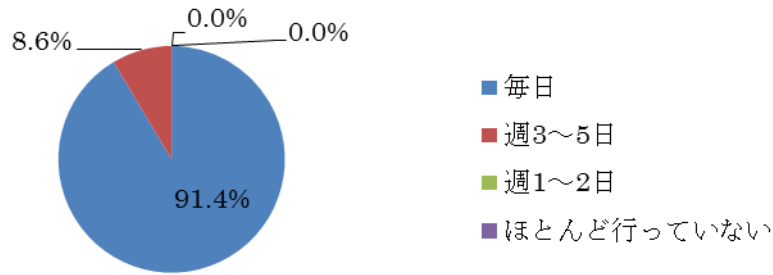
2 幼稚園・保育園における現状と課題

就学前に絵本や紙芝居等で読書活動を体験することは、その後の言葉の理解や表現力及びコミュニケーション能力に大きな影響を及ぼします。この時期の子どもたちが長い時間を過ごす幼稚園・保育園における読書活動は重要な役割を担っています。

(1) 現状

●絵本読み聞かせの実施

35 の幼稚園・保育園では、絵本読み聞かせは毎日が 32 園 (91.4%)、週 3～5 日が 3 園 (8.6%) 実施しています。



●絵本の貸し出し

保護者への絵本貸し出しは、31園（88.6%）で実施しています。

●貸出文庫の利用

図書館の貸出文庫は、24園（68.6%）が利用しています。

（2）課題

●保護者への啓発活動の充実

幼稚園・保育園においては、絵本等の読み聞かせがほぼ毎日行われており、園児は絵本等の楽しさに触れる機会は十分あります。そして、園が所有する絵本等の貸し出しも行われていることから、家庭においても絵本等に触れる機会を増やすために保護者に絵本紹介をしながら、併せてその意義や効果について啓発活動を充実させる必要があります。

●絵本、紙芝居等の購入整備

子どもたちにとって楽しく有用な絵本や紙芝居等は随時発行されています。限られた予算の中で、十分な量を整備することは容易でないと思われます。

今後は、図書館の貸出文庫を活用しながら絵本や紙芝居を中心に児童図書整備を進めていく必要があります。

3 学校における現状と課題

小中学校は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。児童・生徒はさまざまな本を読むことにより学習内容を深め、言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高めていきます。

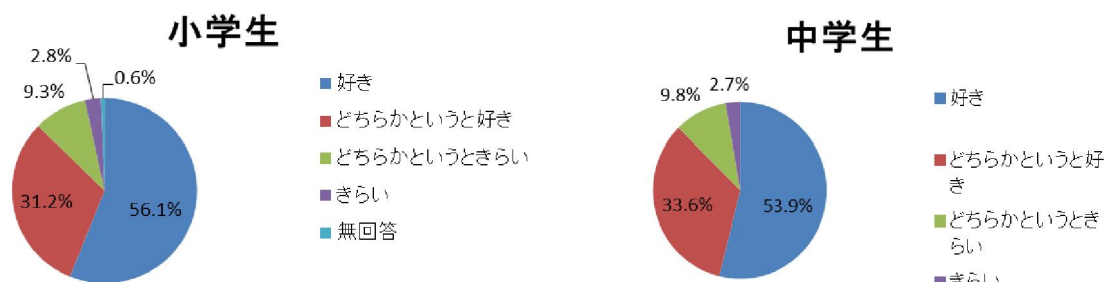
また、学校図書室は「読書センター」や「学習・情報センター」として児童生徒の自発的、主体的な読書や学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する大切な機能が求められています。

（1）現状

●子どもの読書量

本を好きな子どもは多い（小学生 87.3%、中学生 87.5%）が、週5日以上読書をする子どもは、約3割（小学生 36.4%、中学生 33.8%）となっています。

あなたは本を読むことが好きですか。(絵本、歴史・理科などのマンガ・雑誌などを含みます)



家で本を読むのは1週間にどれくらいですか。



子どもの読書に関する柏崎市の状況は、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果では、家や図書館で1日当たり1時間以上読書をする子どもの割合が小学校6年では、全国18.0%、新潟県15.0%、柏崎市15.7%、中学校3年では、全国15.6%、新潟県15.2%、柏崎市14.6%と、いずれも全国平均と比較すると下回っています。

●学校図書室の利用

学校図書室での本の利用は小学生は多いが(72.6%)、中学生は少なくなっています(25.5%)。

●学校図書室の利用で困る理由

学校図書室の利用で困る理由は、「読みたい本がない」が一番多くなっています。(小学生27.4%、中学生34.8%)

●電子書籍の利用

パソコンやスマホ(スマートフォン)等で物語や小説を読む子どもは、小学生14.7%、中学生26.4%となっています。

●図書データ管理

図書データは、20小学校のうち5校(25.0%)が作成済みで、3校(15.0%)が作成中です。また、中学校は12校中2校(16.7%)が作成中です。

そのうち図書資料管理システムを導入している学校は、小学校1校(5.0%)です。

●朝読書の実施

学校で時間を決めて読書を行う「朝読書」は、小学校では「毎朝」が3校(15.0%)、「週に3~4回」が6校(30.0%)、「週に1~2回」が11校(55.0%)と「週に1~2回」行う小学校が多くなっています。中学校では「毎朝」が3校(25.0%)、「週に3~4回」が9校(75.0%)と「週に3~4回」行う中学校が多くなっています。

●移動図書館の利用

※移動図書館(自動車文庫)は、図書館から遠い小学校を中心に16校が利用しています。

※移動図書館：図書館が、市内16の小学校に図書館車で本を運び、休み時間等に貸し出し・返却を行う事業。

●貸出文庫の利用

貸出文庫は、小学校6校、中学校1校が利用しています。

(2) 課題

●図書資料の整備充実

子どもが学校図書室を利用しない理由として「読みたい本がない」が小中学生ともに最も多くなっています。

子どもの読みたい本や課題図書を中心に学校図書の整備充実を図ることが課題といえます。

●図書資料管理システムによる資料管理

学校における図書のデータ管理は進んでいないのが現状です。

今後は、適切な図書データ管理や貸出状況の把握等のために図書資料管理システムの導入が望まれます。

●図書整備に係る人材確保

※市内12学級以上の全学校に司書教諭が配置されていますが、いずれの司書教諭も学級担任を兼ねていることが多く、図書資料整備等を専任で行うことができません。

学校によっては図書修理等に地域のボランティアを活用していますが、専任で図書整備等を行う教諭及びボランティアの活用等の人材の確保が望まれます。

※司書教諭：教諭として採用された者が、学校内の役割として、その職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

●インターネット利活用の適正化

子どもたちのコミュニケーションツールとして、パソコンやスマホは今後ますます普及していくことが予想されます。インターネット機能の充実により、※SNSやゲーム等に費やす時間が多くなることが予想されることから、読書時

間の確保のためにインターネット利活用の適正指導も併せて行う必要があります。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英語：Social Networking Service）のこと。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。

4 図書館における現状と課題

図書館は、児童図書の貸出しを中心に読書活動の啓発、読み聞かせボランティアの養成・研修や支援、学校等への支援、コミュニティセンターや市役所内関係課との連携等、子どもの読書活動を推進する中心的施設としての役割が求められています。

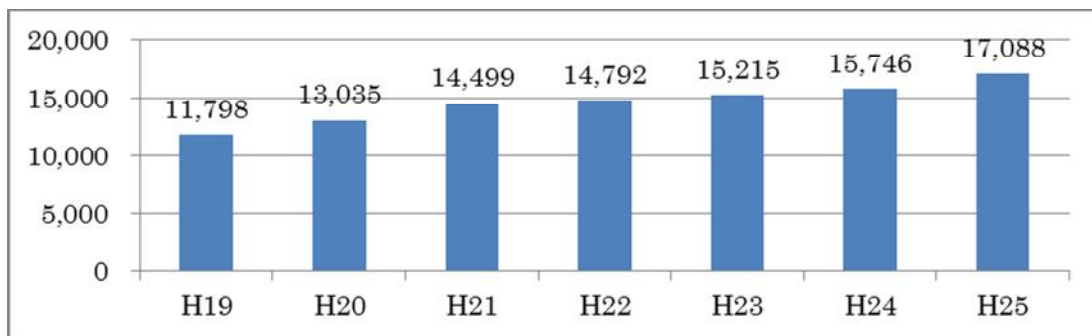
(1) 現状

●子どもの資料貸出者数

平成25年度の全貸出者120,134人中、児童は17,088人（一日平均51.0人）となっており年々増加しています。

児童の図書貸出者数の推移

(単位：人)



●子どもの利用率、利用しない理由

図書館には「ほとんど行かない」が小学生58.6%、中学生82.0%となっています。行かない理由は、「図書館が家から遠い」が小学生26.9%、中学生35.3%でともに一番多くなっています。そして、ともに2番目に多いのは、「習い事や部活動などで行く時間がない」で小学生24.6%、中学生25.3%となっています。

●学校読書支援事業（平成25年度実績）

- ※ブックトーク・読み聞かせの出前サービスは、8校で計49回実施しました。

※ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著書紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

- ※調べ学習支援は、中学校1校、34人に対し行いました。

※調べ学習：児童生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。総合学習の一形態。

- ・図書館への見学は16回、713人が参加、職場体験は18回、36人が参加しました。
- ・読書ボランティア向けの本の修理講習会は、1回、20人が参加しました。

●子ども向け事業（平成25年度実績）

- ※
・夏休み子ども一日図書館員は、4回、24人が参加しました。

※夏休み子ども一日図書館員：夏休みに小学生を対象に、図書館業務を体験してもらう事業。図書資料に対する理解促進と図書館の利用促進を図ることを目的としています。

- ・年間を通じ、館内で絵本ボランティアグループや職員が絵本の読み聞かせや紙芝居を随時行いました。



夏休み子ども一日図書館員



絵本ライブ&セミナー

●読書ボランティア養成・研修事業（平成25年度実績）

絵本講演会、読み聞かせ講座・イベントを5回開催しました。

（2）課題

●乳幼児への読み聞かせの普及

子どもの健やかな成長や読書習慣づくりに効果が期待できる乳幼児への読み聞かせの普及策を関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。

●児童図書の購入整備と貸出しの促進

乳幼児向けのおすすめ絵本や課題図書を始め、引き続き優良児童図書を購入し貸出者及び貸出数の促進を図る必要があります。

また、貸出文庫や移動図書館の拡充により普段図書館を利用しない子どもたちの図書貸出しの促進を図る必要があります。

※課題図書：学校図書館協議会が主催する読書感想文全国コンクールにおける課題図書

●小中学校図書室及び学校読書活動支援及び連携

学校図書資料の修理や配架などの整備作業が人材不足から十分行えない状況にあり、図書館司書による司書教諭や地域の読書ボランティア向けの図書修理や配架方法等に関する研修会を充実させる必要があります。

また、ブックトーク・読み聞かせの出前サービスや調べ学習の受入れ等をはじめとした学校読書活動支援活動の充実を図る必要があります。

●読書ボランティアとの連携強化

現在、各学校で活動している読書ボランティアの読み聞かせ研修や図書修理・配架等に関する研修会及び交流会を実施しています。図書館と読書ボランティア、また、読書ボランティア同士の連携や情報交換を行うことが重要です。

●読書ボランティアの発掘、育成、研修

読み聞かせボランティアを始めとした子どもの読書活動推進に関わる読書ボランティアを各地域及び学校ごとに発掘するとともに、必要な知識・技能を学んでもらう育成・研修活動を充実させていく必要があります。

●子どもの図書館利用率の向上

図書館には、家から遠い又は部活等で忙しいなどの理由から「ほとんど行かない」が小学生 58.6%、中学生 82.0%となっています。

今後は、学校が行う調べ学習や出前読み聞かせ、また、図書館見学等の機会を増やし図書館を知ってもらい利用促進につながる取組の充実が望まれます。

第3章 子ども読書活動推進のための施策

子ども読書活動に関する現状と課題を踏まえ、以下の施策に取り組み、子どもの読書習慣づくり及び読書環境の整備に努めることとします。

これらの施策は、子どもの読書活動に関係する機関や団体が主体となって連携・協力しながら取り組み、柏崎市全体で子どもの読書推進を図ることが大切です。

1 施策

(1) 「絵本で子育て」キャンペーンの普及

乳幼児期において絵本の読み聞かせを通して、絵や言葉を感じ取り、感性や言語能力などを育むことは大変重要です。また、乳幼児期に親の懷に抱かれて親子一緒に絵本を楽しむことは、親子の大切なコミュニケーションの機会ともなります。

子育てに絵本の読み聞かせを積極的に活用して健やかな子どもの成長を促すため、「絵本で子育て」キャンペーンとして啓発活動やイベント等を展開します。

また、以前実施していたブックスタート事業の再開について、実施方法を含め検討を行います。

- ・「絵本で子育て」ロゴを作成し、絵本読み聞かせや子育てイベントのチラシ・ポスター等で活用
- ・キャンペーンポスターの作成、配布、掲示
- ・市の広報誌やホームページ、園だより等にキャンペーン記事掲載
- ・絵本イベントや読み聞かせ講座等の実施
- ・乳幼児健診等での絵本の読み聞かせや紹介
- ・年齢別のおすすめ絵本リスト作成、配布
- ・絵本バッグの活用
- ・ブックスタート事業の検討

<主な取組主体>

図書館、元気館子育て支援センター、生涯学習課、幼稚園・保育園、小学校、子育て支援室、読書ボランティアグループ、子育てサークル、書店

(2) 「家庭読書(家読)」の普及・定着

小中学校を中心に以前から「家庭読書(家読)」の普及活動に取り組んできました。この活動をより効果的に進展させるため、家庭における読書の時間を充実させる取組を推進します。

また、家庭で所有している本や借りた本を取りやすい場所にまとめて置く「家庭ブックコーナー」の設置を推奨し家庭読書環境の充実を図ります。

- ・啓発チラシ作成・配布
- ・年代別おすすめリスト作成、配布
- ・「家庭ブックコーナー」の設置奨励

- ・学校における朝読書や読書旬間行事の継続、充実

<主な取組主体>

家庭、小学校、中学校、高等学校、図書館、生涯学習課

(3) 児童図書^{*}の整備と利用促進

子どもたちの身近な場所に本があり、いつでも手に取って読むことができる環境は大切です。図書館、学校、幼稚園・保育園、元気館子育て支援センター、子育て支援室等子どもたちの居場所には、本を整備し借りやすい環境づくりを進めます。

- ・児童図書購入、寄贈受入
- ・子ども司書^{*}（読書リーダー）の養成・活用
- ・貸出文庫及び移動図書館事業の活用

※子ども司書：本に親しみながら本の世界の知識を学び、読書の素晴らしさや大切さを友達や家族に伝える読書リーダー

<主な取組主体>

家庭、小学校、中学校、高等学校、図書館、元気館子育て支援センター、幼稚園・保育園、子育て支援室、放課後児童クラブ、放課後児童教室、地区コミュニティセンター

(4) 読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用

図書館を始め、幼稚園・保育園、小中学校及び子育て支援施設等で活動する読み聞かせボランティアの養成、研修、ネットワークづくり及び活動機会拡充のための紹介・仲介等を行います。

- ・読み聞かせ講座の実施
- ・読書ボランティア研修や情報交換会の実施
- ・読み聞かせ希望団体等へのボランティア紹介及び仲介
- ・学校図書修理等研修会の実施

<主な取組主体>

図書館、教育センター、小学校、中学校、元気館子育て支援センター、幼稚園・保育園、子育て支援室、子育てサークル

(5) 読書関係職員研修の充実

教育センターで行っている学校関係者向けの子ども読書推進のための研修会を継続実施します。

また、幼稚園・保育園関係者向けの読み聞かせ講座や研修会を関係機関が連携して開催します。

- ・図書館教育研修会の実施
- ・読み聞かせ講座及び研修会の開催

<主な取組主体>

図書館、教育センター、幼稚園・保育園、子育て支援室

(6) 読書手帳の作成、配布及び活用促進

読書習慣づくりのきっかけとして、近年[※]読書手帳を作成する自治体が増えています。

読書手帳は、読書意欲を高め読書習慣づくりに有効であることから、市独自の読書手帳を作成し小中学生に配布するとともに図書館ホームページからもダウンロードして自由に使用できるようにします。

また、小中学校を中心に児童生徒の読書活動における読書手帳の活用を促進します。

※読書手帳：読んだ本のタイトルや感想などを記録していく通帳。いつ、どんな本を読んだか記録に残すことで、読書意欲を高めてもらうのがねらい。

- ・ 読書手帳作成・配布
- ・ 小中学校での活用促進

<主な取組主体>

家庭、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、図書館

(7) 学校図書管理システムの導入

学校図書室の適切な資料管理や貸出状況の把握等のために、全小中学校に学校図書管理システムの導入を目指します。

<主な取組主体>

小学校、中学校

(8) 学校図書室担当職員（学校司書等）の配置

平成9年の学校図書館法改正において12学級以上の小中学校の司書教諭が必置となり、また、平成26年の同法の改正では学校司書の配置が努力義務として定められました。

しかし、クラス担任を兼ねることが多い司書教諭では子どもたちへの図書紹介や資料整備等を行うことが困難であるため、今後は、専任の学校司書の配置について検討を進めます。

<主な取組主体>

小学校、中学校

(9) 学校図書室の施設及び資料整備の充実

平成20年3月に告示された[※]学習指導要領では、「指導計画の作成に当たっての配慮事項」について、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」としています。

子どもたちの学校図書室の利用促進や教育活動での活用促進を図るため、施設改善や資料整備の充実を図ります。

※学習指導要領

「学習指導要領解説 総則編」では、学校図書館について以下のように記述している。
「今回の改訂においては各教科等を通じて児童（生徒）の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童（生徒）の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、児童（生徒）の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童（生徒）の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。」



おすすめ本コーナー設置



新刊本コーナー設置

<主な取組主体>

小学校、中学校

(10) インターネット利活用教育の充実

調べ学習や情報収集のためのインターネットの利活用教育を充実させます。

- ・インターネット調べ学習講座の実施

<主な取組主体>

図書館、教育センター、小学校、中学校、高等学校

2 広報・啓発活動の推進

(1) 「子ども読書週間」の普及啓発及び読書行事の実施

毎年、4月の最終日曜日を中心に2週間実施する「子ども読書週間」を広報かしわざき等で市民にお知らせし、子どもの読書活動普及を呼び掛けます。

また、幼稚園・保育園、小中学校、市立図書館（ソフィアセンター）、子育て支援関連施設等で絵本読み聞かせ等の読書関連行事開催を呼び掛け、子ども読書週間中の読書行事の充実を図ります。

(2) 「絵本で子育て」キャンペーン（再掲）

乳幼児期において、絵本の読み聞かせを通して絵や言葉を感じ取り、感性や言語能力などを育むことは、大変重要です。また、乳幼児期に親の懷に抱かれて親子一緒に絵本を楽しむことは、親子の大切なコミュニケーションの機会ともなります。

子育てに絵本の読み聞かせを積極的に活用して健やかな子どもの成長を促

すため、「絵本で子育て」キャンペーンとして啓発活動やイベント等を展開します。

- ・「絵本で子育て」ロゴを作成し、絵本や子育てイベントのチラシ・ポスター等で活用
- ・キャンペーンポスターの作成・配布・掲示
- ・市の広報誌やホームページ、園だより等にキャンペーン記事掲載
- ・絵本イベントや読み聞かせ講座等の実施
- ・乳幼児健診等での絵本の読み聞かせや紹介
- ・年齢別のおすすめ絵本リスト作成、配布
- ・絵本バッグの活用
- ・ブックスタート事業の検討

(3) 「家庭読書（家読）」の普及・定着（再掲）

小中学生を対象に以前から「家庭読書（家読）」の普及に取り組んできました。この運動をより効果的に進展させるため、家族との団らんや読書の時間を充実させる取組を推進します。

- ・啓発チラシ作成・配布
- ・年代別おすすめリスト作成、配布
- ・「家庭ブックコーナー」の設置奨励
- ・学校における朝読書や読書旬間行事の継続、充実

第4章 施策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

本計画に掲げた各施策を推進するための情報交換や協議等を行う「かしわざき読書プラン推進会議」（以下「推進会議」という。）を教育委員会内の読書に
関係する課等で組織します。

また、推進会議の招集、協議のとりまとめ等の事務業務は、図書館で行いま
す。

2 進行管理

本計画は年度ごとの進行管理を行い、実施状況は図書館協議会で毎年報告し
ます。

同協議会は、家庭教育、社会教育、学校教育、地域の読書ボランティア関係
者等で構成されており、各分野における様々な観点からチェックを行い、計画
推進に関する意見等を推進会議に反映させていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法（昭和28年法律第185号）

（目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

3 前2号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

〔以下略〕

文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにする

ため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

柏崎市子ども読書活動推進計画
—かしわざき子ども読書プラン—

平成27年3月
発行：柏崎市教育委員会

